



共に羽ばたく未来に

税理士法人

will Tax News

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-27-5 大橋ビル 4F

Tel 03-6432-9986 / Fax 03-6432-9987

HP [http:// will-tax.com](http://will-tax.com)

e-mail info@will-tax.com

2024年11月号 No.076

今月のテーマ 定額減税が控除しきれない場合の給付金について

すでに[TaxNews No.70](#)でサラリーマンに対する令和6年分所得税の定額減税についてご紹介しました。今年の6月から既に実施されている定額減税ではありますが、減税額を全て使い切ることができなかった場合について、あまり周知されていないように思います。今回は定額減税が控除しきれない場合の給付金についてご紹介いたします。

1. 定額減税の概要

(1) 定額減税額

本人に対する30,000円(住民税は10,000円)に、その本人の同一生計配偶者・扶養親族1人につき30,000円(住民税は10,000円)を加算した合計額となります。

(2) 控除の方法

所得税の場合、サラリーマンなどの給与所得者に対する定額減税は、扶養控除等申告書を提出している勤務先から令和6年6月1日以後最初に支給される給与又は賞与に係る源泉徴収税額から定額減税額を控除します(月次減税事務)。令和6年6月1日に在職していなかったサラリーマンや既に控除した減税額に変更が生じた場合には年末調整において改めて定額減税の計算を行います(年調減税事務)。また、2か所から給与を受け取っている等の理由で年末調整の対象外となるサラリーマンや個人事業主は、令和6年分の所得税確定申告において正しい定額減税額を計算することになります。

住民税の場合、サラリーマンは令和6年6月分住民税の特別徴収(給与から徴収)をせず、減税額を控除した住民税額を11分割して令和6年7月から令和7年5月まで特別徴収されます。それ以外の普通徴収(納付書で納付)の方は第2期分以降の住民税額から順次控除されます。

2. 定額減税で控除しきれない場合

(1) 調整給付

定額減税額を控除しきれないと見込まれる方は、個人住民税が課税される市区町村において給付額が算定される次の方法により給付が実施されます。

① 当初給付

令和6年の夏以降に、個人住民税が課税される市区町村から、令和5年分の所得税と住民税を基礎として算定された控除しきれないと見込まれる概算額が支給されます。

② 不足額給付

令和6年分の所得税と定額減税の実績の額が確定した後、上記①の当初給付と比べて不足する金額が生じた場合に、個人住民税が課税される市区町村から追加で支給されます。この不足額給付は令和7年以降に実施されます。

(2) 給付を受けるための申請

当初給付については、対象者に対して市区町村から確認書が送達されますので、文書の内容に沿った手続きを行うことになります。不足額給付については、会社で年末調整を受ける、又は自身で確定申告をして令和6年分の所得税を確定することを経る給付されることになります。

3. 調整給付が生じる場合の具体例

(1) 令和6年中に納税者が死亡した場合

令和6年中に納税者が死亡した場合の調整給付の支給については、納税者本人が調整給付を受け取る旨の意思表示を市区町村に対して行っている場合のみ支給の対象となります。この意思表示は当初給付と不足額給付に共通する取り扱いとなります。なお、相続人が受け取る調整給付金は被相続人の相続財産として相続税の対象となります。なお、意思表示の方法は市区町村によって異なります。

(2) 令和6年中に扶養親族の数が変わった場合

令和6年中に扶養親族の数に変更があった場合、扶養控除等申告書により勤務先へ知らせることで年末調整での定額減税の再計算が可能となります。年末調整に間に合わなければ自身で確定申告することになります。なお、住民税の定額減税は令和6年度(令和5年1月1日から令和5年12月31日)の扶養親族に基づいて算定されるため、令和6年中に扶養親族の数に変更があっても影響がありません。